

## 「第3期健康秋田21計画（素案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

県では、健康寿命の延伸に向けた取組を効果的に推進するため、健康増進計画（健康秋田21計画）を策定しておりますが、現計画が今年度末で終了することから、令和6年度から令和17年度までを計画期間とした「第3期健康秋田21計画」の策定に取り組んでおります。

ついては、計画の素案について、次のとおり意見を募集しますので、御意見をお寄せくださるようお願いします。

### 1 計画等の名称

第3期健康秋田21計画（素案）

### 2 意見の提出期間

令和6年1月15日（月）から令和6年2月14日（水）まで（必着）

### 3 公表（閲覧）場所

#### （1）印刷物の閲覧場所

秋田県健康福祉部 健康づくり推進課（県庁本庁舎2階）

秋田県総務部 広報広聴課（県庁本庁舎1階）

秋田県各地域振興局 総務企画部地域企画課

※閲覧時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

#### （2）インターネットでの閲覧

秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット（<https://www.pref.akita.lg.jp>）」

美の国あきたネット>部署別一覧>健康福祉部>健康づくり推進課>11 各種計画>「第3期健康秋田21計画（素案）」に関する意見募集（パブリックコメント）の実施について

### 4 意見の提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

意見書の様式を用意していますが、必要事項（意見、住所、氏名）が記載されていれば、所定の様式によらなくても差し支えありません。

### 5 意見提出の際の留意事項

いずれの方法で提出する場合も、提出される方の住所・氏名を明記してください。

（住所・氏名を明記していない場合は、提出意見として扱わない場合もあります。）

## 6 提出された意見の公表

提出していただいた御意見については、県の考え方を付して内容を公表します。その際住所・氏名は公開しません。なお、同種の意見が複数ある場合は、整理し、まとめて公表することがあります。

また、素案に対する賛成、反対のみの意見については、そのような意見があったことは公表しますが、改めて県の考え方を示すことはしません。

## 7 意見の提出先

秋田県健康福祉部 健康づくり推進課 調整・健康寿命延伸チーム

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

ファクシミリ：018-860-3825

電子メール：kenkou@pref.akita.lg.jp